

平成18年5月25日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成18年5月25日
開会 11時15分 閉会 11時55分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 10名
委員長 乾 邦広 副委員長 前川 敏春
委員 前川 雅志 岡田 和志 中村 弘子 大坂 雄一 中橋 友子
千葉 幹雄 古川 稔 瀨瀬 太郎
議長 本保 征喜
- 4 説明員
町長 岡田 和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一
民生部長 新屋敷 清志 町民課長 田村修一 国保医療係長 白坂博司
税務課長 前川満博
- 5 傍聴者
2番 芳滝 仁 10番 豊島善江 12番 伊東昭雄 19番 増田武夫
20番 野原恵子 21番 永井繁樹 25番 佐々木芳男
十勝毎日新聞社
- 6 事務局
局長 堂前 芳昭 課長 横山 義嗣 係長 國安 弘昭
- 7 審査事件
議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 8 審査結果 別紙のとおり
- 9 審査内容 別紙のとおり

委員長 乾 邦広

◇審査内容

(11:15 開会)

[開会]

○委員長（乾 邦広） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

[議題の宣告]

○委員長（乾 邦広） これより議事に入ります。

議題につきましては、先ほど、本委員会に付託されました議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査であります。

審査に入ります前に、各委員にお諮りをいたします。

担当部局より、追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（乾 邦広） それでは配布をお願いします。

（資料の配布）

○委員長（乾 邦広） それでは本委員会に付託されました、議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷 清志） 議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど、議場におきまして西尾助役から提案の説明がありましたとおりでございますが、私の方からは、ただいまお配りしました資料によりまして説明をさせていただきます。

助役説明と一部重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

初めに、配布資料の確認をさせていただきたいと思いますが、資料 1 としまして、1 枚物になりますが、地方税法改正に伴う国保税の改正に係るものであります。

資料 2 につきましては、町独自の国保税率の改正にかかわるものでございます。

皆さん、ありますでしょうか。

それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

改正項目につきましては、ここに記載の 3 点についてとなります。

これらの改正内容についてであります。1 点目の国保税所得割額算定に係る経過措置につきましては、平成 16 年度の税制改正によりまして、公的年金等の控除の見直し、平成 18 年度、本年度から実施されることになりまして、これまで 65 歳以上の方に係る公的年金等の控除の最低保障額が 140 万円だったものが 120 万円と、20 万円引き下げられましたことから、控除額が少なくなることで、急激に税金が増額になることを緩和するために、特別控除額として平成 18 年度に 13 万円、平成 19 年度に 7 万円を控除するというものであります。

対象者は、平成 17 年 1 月 1 日現在において、65 歳に達している者で、平成 17 年度分の公的年金等の控除の適用があったものということになります。

所得割額の算定に当たりましては、中ほどの図、四角で囲った部分をご覧いただいたと思

ますが、まず、年金収入から公的年金等の控除で、最低保障額の120万円を差し引き、さらに特別控除として18年度に13万円、19年度につきましては7万円を差し引きまして、それに基礎控除の33万円を引いた額が所得割を算定する場合の基礎額となります。

このことによりまして、実質的に平成18年度については、年金収入が166万円以上の方が対象となりまして、最高の方で年額5,600円の増ということになります。

平成19年度は、年金収入が160万円以上の方々が対象になってきてまして、最高の方で年額1万400円増ということになります。

なお、税率については、今回、改正を予定しております8.0%で算定をしております。

次に、2点目の国保税平等割額及び均等割額の軽減判定基準に係る経過措置であります。こちらも先ほどの所得割額の算出と同様に、軽減判定に用いる所得についても激変緩和措置をとるというものであります。

次に、裏面をご覧いただきたいと思いますが、対象者につきましては先ほどと同じでございます。

公的年金等特別控除も同じように、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除額に加えるというものであります。

具体的には四角で囲った部分をご覧いただきたいと思いますが、年金収入から公的年金等の控除最低保障額の120万円を差し引き、特別控除として15万円があります。

さらに、18年度は13万円、19年度は7万円を差引きしますと、軽減の算定基礎額となってまいります。

モデルにありますように、収入170万円の方については、平成20年度から5割軽減の対象となってまいります。

ただし、18年度と19年度は、激変緩和措置によりまして、7割軽減が受けられるということになっております。

次に、3点目の介護納付金の課税限度額であります。8万円を9万円に引き上げるものであります。

地方税法で定められている最高限度額のとおり規定するものであります。

続きまして、資料の2の方をご覧いただきたいと思っております。

税率の改正関係になります。

1ページは、税率等の推移になりますが、1番上の表になりますけれども、基礎課税分、いわゆる医療分の税率になっております。

平成10年度に改正を行いまして、その4年後の平成14年度にも改定を行いまして、現在に至っているところであります。

一つ、表を飛びまして、介護納付金課税額の税率でありますけれども、こちらは平成12年度の介護保険制度開始以来、現在まで率を据え置いているところであります。

なお、地方税法の改正によりまして、平成15年度から限度額については7万円から8万円とされているところであります。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計収支の推移についてでありますけれども、上の表につきましては、平成10年度から17年度までの本会計の収支状況を表したものであります。

Zの差引き欄を見ていただきたいと思っておりますけれども、これは単純に収入と支出を差し引いた

形式収支といわれるもので、平成 12 年度までは黒字でありますけれども、平成 13 年度、14 年度に赤字決算となりまして、平成 15 年度からは黒字に転じまして、平成 17 年度については 7,000 万余りの黒字となる見込みとなっております。

その下の欄には、単年度実質収支ということで記載しておりますけれども、この欄につきましては、当該年度以前の国庫支出金などの精算分を差し引いて純粋に当該年度にかかわる収支を計算した額を表しております。

税率改正いたしました平成 14 年度から黒字となっておりますけれども、この平成 17 年度につきましては、先ほど、形式収支では 7,000 万円の黒字と申し上げましたが、実質の収支となりますと 1,200 万円程度の黒字額ということになっております。

しかしながら、平成 18 年度になりますけれども、前年度に比べまして、所得が大きく下がっている状況になりまして、今後、税収が減となる恐れがあること、それから、医療費の動向が不透明なことなどから、依然として厳しい財政状況にあるものと思っております。

次に、下の表ですけれども、これにつきましては、各年度の被保険者数と世帯数を記載しているものでございます。

次に、3 ページの方をご覧いただきたいと思います。

3 ページは、幕別町介護納付金の実績となります。

一番上の表、A の介護納付金でありますけれども、平成 12 年度の制度開始当初では、ここにありますように納付金額が 8,258 万円程度であったものが、年々納付しなければならない金額が増え続けまして、平成 18 年度では、当初より 2 倍以上と見込みがありますが、1 億 6,722 万円余り納めなければならない状況となっております。

これに対しまして、一つ飛びまして、C 表の介護納付金に係る収入になりますが、平成 18 年度見込みでは 1 億 2,019 万ほどしか見込めない状況となっております。

従いまして、一つ飛びまして E 表の収入不足欄でありますけれども、E 表の収入不足欄の平成 18 年度では、差引き 4,703 万円が単年度だけで不足する見込みとなっております。

これを今までの累積で見えますと、欄外に記載しておりますように、平成 17 年度末で申し上げますと、1 億 1,205 万円余りが累積不足となる見込みになっております。

これまでは、このことにつきましては一般会計の繰入金などで補ってきたところでございます。

以上が、医療分、介護分の推移あるいは実績となりますけれども、ただいま申し上げましたことなどから、このたび、税率改正の提案を行うものであります。

4 ページをご覧いただきたいと思います。

国民健康保険税の税率改正案になります。

先ほど、西尾助役の方から提案説明がありましたとおりでありますけれども、1 の基礎課税分、これは医療分ということになりますが、所得割を増減欄にありますように 0.5% 下げるとともに、均等割を 1,000 円引き下げる。平等割についても 1,000 円引き下げるとするものであります。

2 の医療分の法定軽減額につきましては、均等割と平等割が対象となってきますけれども、1,000 円ずつ下げた分のそれぞれ 7 割、5 割、2 割が変わってくるものであります。

次に、3 の介護納付金課税額でありますけれども、これにつきましては、所得割を 0.4% 引き上げるとともに、均等割と平等割をそれぞれ 2,000 円ずつ上げようとするものであります。

それから、賦課限度額につきましては、先ほど、地方税法の改正で説明しましたとおり、8万円から9万円に1万円上げるものであります。

次に、4の法定軽減についてであります。これも均等割と平等割が対象となりますけれども、それぞれ2,000円ずつ上がることに伴いまして、7割、5割、2割の軽減額も変わるものであります。

次に、5ページになります。

5の医療分の旧忠類村への経過措置についてになりますが、昨年9月の定例会におきまして、平成23年度までの経過措置について議決いただいたところであります。6年かけて幕別町と同じ税率にする内容となっておりますことから、今回の税率の引下げに伴いまして、平成23年度における税率を表のとおりそれぞれ引き下げるとともに、各年度についての配分を再配分させていただくものであります。

これに伴いまして、下の表の6の法定軽減額についても表のとおり額が変更となるものであります。

次に、6ページの方をご覧くださいと思います。

6ページは、税率改正に伴う国保税賦課額の見込み等でございますが、1の国保税医療分の賦課額の見込みにつきましては、現行税率で試算した賦課総額と、今回、ご提案させていただいております案の税率で試算した賦課総額とを比較した表となっております。

なお、医療分につきましては、幕別、忠類両地域で不均一課税となっておりますことから、幕別地域分のみで試算を行っております。

太枠で囲っている数字が改正案により試算した金額となります。

まず、①の所得割額につきましては、税率を8.5から8.0に引き下げることによりまして、増減では3,636万9,378円の減額となります。

②の資産割額につきましては、税率改正を行わないので増減はありません。

③の均等割額につきましては、1,000円引き下げることによりまして、増減では1,063万2,000円の減額となります。

次の7割、5割、2割の軽減につきましては、それぞれ表のとりの減となります。

④の平等割額につきましては、1,000円引き下げることによりまして、508万3,000円の減額となります。

また、7割、5割、2割の軽減につきましては、それぞれ表のとりの減額となります。

これら賦課額の合計につきましては、ここに中ほどの網掛けをしております差引き年税額欄になりますけれども、現行税率の場合は8億6,928万8,900円となるところが、改正案では8億3,880万3,000円となりまして、3,048万5,900円の減額となるところであります。

それと、この表の一番下の欄になりますけれども、一人当たりの保険税では8万1,762円のところ7万8,894円となり、2,867円の減額となるものであります。

次に、下の表になりますけれども、これは算定上の賦課割合、医療分の賦課割合ですけれども、所得割など区分ごとの賦課額の総額に占める割合を記載しております。

一番下の欄で見いただきますと、応益割合、これは一般のみでありますけれども、均等割と平等割の合計が45%から55%の範囲の場合に、7割、5割、2割の軽減を行うことができるとされておりまして、今回の改正案では、ここに網掛けのとおり51.7%になりまして、この範囲に入ることになっております。

次に、7ページをご覧ください。

1の国保税賦課額の見込み、介護分になりますが、医療分と同様に現行税率と改正税率案でそれぞれ試算した金額を比較した表であります。

なお、介護分につきましては、幕別、忠類両地域とも同じ均一課税とされておりますことから、両地域合算して計算をしております。

①の所得割額につきましては、税率が0.4%引き上げることによりまして、1,669万1,334円の増となります。

②の資産割につきましては、増減はありません。

③の均等割額につきましては、2,000円引き上げることによりまして、709万8,000円の増となります。

④の平等割額につきましては、2,000円引き上げることにより497万2,000円の増となります。

これら賦課額の合計につきましては、網掛けしております納付年税額欄でありますけれども、現行税率の場合、4,246万1,600円となるところが、改正案では6,556万6,000円となりまして、2,310万4,400円の増額となります。

前のページで申し上げました医療分の減額につきましては、3,048万5,900円でありますことから、この部分を差し引き単純にしますと、738万1,500円が国保税全体で減額となるものであります。

この表の一番下の欄で、一人当たりの保険税は1万1,964円から1万8,474円となりまして、6,510円の増額ということになります。

なお、改定した場合でも不足が生じる見込みですけれども、介護分については不足が生じる見込みでありまして、欄外の一番下のところになりますが、改定税率における不足額のキーA欄になりますが、ここでは2,513万円余りの不足が依然として生じることと見込んでおります。

下の表、算定上の賦課割合（介護分）についてであります。医療分と同様に7割、5割、2割の軽減ができるように設定してありまして、一般分の応益割合は51.06%となっております。

次に、8ページをご覧くださいと思いますが、一人当たりの調定額になります。

今回の改正案によりまして、医療分、介護分、それぞれ平成18年3月末現在の実績と比較した表を記載しております。

医療分につきましては、増減で5,866円の減、率では6.9%の減となります。

これは管内では4番目だったのが10番目ということになります。

介護分につきましては、増減で4,428円の増、31.5%の増となり、管内最下位であったものが管内13番目となってまいります。

なお、管内の状況については、ページが飛んで申し訳ありませんけど、一番最後のページ、12ページをご覧くださいと思います。

12ページに平成17年度の国保税の十勝管内の賦課状況が記載されておりますけれども、表にありますように、幕別町の基礎賦課額、いわゆる医療分の一人あたり調定額は8万3,328円で、管内の4番目となっております。

それと、介護納付金の賦課額の一人あたり調定額は、1万3,381円で、管内では20番目と

一番低くなっております。

なお、旧忠類村につきましては、その二つ上の欄であります。医療分が20番目となっております。

さらに、介護分につきましては、18番目に位置しておりました。

以上が状況であります。次に、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

国民健康保険基礎課税額の旧忠類村被保険者への経過措置について説明いたします。

忠類地域の医療分につきましては、先ほども申し上げましたが、本年度から23年度までの6年で段階的に幕別地域の税率に統一することになっているところであります。

今回、幕別地域の医療分税率を引き下げることによりまして、経過措置による忠類地域の税率引上げ額も少なくなることとなります。

下から5段目を見ていただきたいと思っております。

一人あたりの保険税の欄になりますが、現行の税率では、平成17年度が5万9,199円のところ、平成18年度では6万3,140円となります。今回の改正案では6万2,638円となりまして、502円ほど引上げ額が少なくなるということとなります。

一番右側の平成23年度欄では、現行のままでは7万9,213円と引き上げることになるところを、改正案では7万6,834円で、2,379円の減ということで予定をしているところであります。

次に、10ページになりますが、税率改正による賦課額の比較ということになりますが、この表では幕別町の対象者について医療分と介護分それぞれ現行と改正案について比較しているものであります。

一人一人、これはケースが違いますことから、表の細部にわたる説明は省略させていただきますけれども、医療分の方が下がります。介護分が上がることを表になっております。

表の欄外、右下の方に年齢層、負担、負担増というところがありますので、ここで説明させていただきます。年齢層が子育てが大変な時期の40歳未満の方々だとか、65歳以上の年金のみの方々につきましては医療分の負担のみになりますので、介護分の負担がありませんので、全員が減額となってまいります。

その下にありますように、40歳以上65歳未満、いわゆる第2号被保険者の方々については、医療分は減額となります。介護分が増額となりますことから、ケースによって違いがありますが、ほとんどの方が若干増えるようなことで想定しております。

ただし、最高でも一人年額2,000円以内の増分で収まるものと見込んでいるところであります。

次に、11ページをご覧ください。11ページに、忠類地域に係る賦課額の比較を載せてございます。

これも欄外にありますように、40歳未満の方々及び65歳以上、いわゆる第2号被保険者以外の方々には医療分のみ負担になりますので、介護分の負担増がありませんので、全員が減額となってまいります。

なお、40歳以上65歳未満、いわゆる第2号被保険者の方々については、医療分は減額となります。介護分が増額となります。それから、介護分について経過措置の規定がありませんことから、増額分が少し多くなるものと想定しております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（乾 邦広） ただいま説明が終わりました。

これより、議案第 37 号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は、挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 国保税全体で引き下げるといふことでもありますので、今の経済状況からいって、その点では大事なことといふか適切な処置だといふふうに思ひまして評価をしたいといふふうに思うのですけれども、それだけに介護保険の引上げ分が、金額としては 2,000 円以内といふことではあります、今の資料を見せていただいても率からいふと非常に高い引上げになっているのですよね。

それで、この高い引上げになったその理由といひますか、今のご説明では累積で一般会計から今まで埋めてきたのだけれども、かなりの持ち出しになっていて、今後、これがもっと拡大していくのだといふことでありました。

この要因といふのが何であったのかといふことをお尋ねしたのですよね。

最初に幕別町は低料金で抑えてこられましたし、途中で改正もしてこなかったもので、それは算定にはそれなりの根拠があつて、政策も含めて今のまま改定しないでこられましたよね。

そこに今回いきなり高い人では 6 割近い引上げになるわけですからね。その算定の在り方がどうだったのかといふことを一つ伺ひます。

それからもう一つは、介護保険会計において、やはり給付が増えていくと様々な点で負担が増えていくといふところで、よく施設がたくさんできることなどを含めて、そういう状況が生じたときに負担が増えていくのだといふふうに聞いているのですが、うちの町の状況としてそういうこともやはり生じてきているのかといふふうに思うのですよね。

まず、その理由について伺ひます。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 中橋委員のご質問に対してお答えいたします。

国民健康保険税の中で介護納付金分を税として徴収するというのは、いわゆる第 2 号被保険者、40 歳以上 64 歳未満の方につきましては、これはそれぞれの町村の介護会計に応じて徴収するというものはございません。

40 歳から 64 歳の方々につきましては、全国ベースで介護費用を計算したもの、それを人数割で割りまして、国民健康保険ですとかその他の一般の健保組合あるいは政府管掌社会保険、それらの人たちの 40 歳から 64 歳の方々の人数で割ったものを、社会保険診療報酬支払基金といふところが一括して集めて、そしてそれを集めたものをそれぞれの市町村の介護の会計に分配するといふ仕組みになってございます。

それで、本日お渡しいたしました資料の 3 ページの B の表、介護納付金の積算根拠といふところがございます。

ここのところの一人あたり負担額、下から 3 番目の網掛けのところでございますけれども、確定第 2 号被保険者一人あたり負担額といふことで、平成 12 年度においては 2 万 4,901 円、それがずっと上がってきてまして、平成 16 年度においては 4 万 1,700 円と。平成 17 年度、平成 18 年度はまだ確定しておりませんが、上の方の網掛けになりますけれども、概算の負担額が 4 万 5,054 円、これは平成 17 年度ですけれども。

こういう形で、一人当たりこの金額を納めなさいといふことで年度中に請求が来ることにな

ります。

それに、幕別町の国保の40歳から64歳の方々の人数を掛けて、単純に納付するという仕組みになっております。

ですから、市町村の介護の会計の中でサービスが上がったとか下がった、あるいは施設が増えたとか減ったとか、そういうことには影響は受けなくて、全国ベースで計算した介護費用を単純に全国に分配して納めなさいというような仕組みになっております。

幕別町におきましては、介護の会計についてはそんなに上昇しておりませんが、全国ベースではやはり非常に介護の費用が増えてきていると、そういうことが反映されて、このように上がってきているという状況でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、40歳から65歳未満の方の介護保険制度そのものは40歳以上が全員対象になりまして、給付は基本的には65歳以上ということですよ。

しかし、負担については40歳から負担していて、今ここに表れているのは65歳未満なのですけれども、税率については全国というか国の基準に基づいて算出されるということになりますと、このこういう減少がどこの自治体にでも、今、生じているということですよ。

そこは確認させていただきたいのですけど。

しかし、先ほど、うちの町はこれまで最低ランクだったのだけれども、この改正で13番目になりますよというふうになると、この差が出ていますよね。

全国ベースでくると、差は基本的にはないのでないかと思うのですが、差が生じるということは、それはあれですか、ほかの65歳以上なども全部含めて、うちの町が独自に決める部分もありますよね。

そういうものも含まれるからこういう差が出てくるのでしょうか。

わからないものですからお尋ねします。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 本来、この納付額のとおり納めれば、全国ベースで差がないと。どこの市町村も健保組合、社会保険も差がないということになりますけれども、先ほど、若干説明の中で触れましたけれども、平成12年度から私どもの市町村では、この金額どおりには皆さまから頂いていないという状況でございます。

ですから、今度は資料2の1ページをご覧ください。

介護納付金課税額、課税分の税率という表でご覧になっていただいたとおり、平成12年度に設定をして以来、税率を上げてきておりません。本来であれば、この先ほどの3ページの表にあります請求が来た一人当たりの負担額が上がるたびに、毎年これを改定していけば、この分については全国ベースで計算した金額と合っていくということになるのですけれども、幕別町におきましては、政策的に一般会計からの繰入れですとか、そういうもので補ってきたという経緯があって、税は上げないで据え置いてきたということになります。

ですから、その結果、先ほど収入不足額ということがありますけれども、4,700万、4,000万ぐらいの収入不足に陥ってしまったということでございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まだわかっていないのです。

この資料の2の1ページの税率ですが、この税率というのは、課長がさっきおっしゃったの

は、うちの町が独自に決めるのではなくて、全国ベースで決まるものなのですよということですね。

しかし、この税率はうちの政策的配慮で0.4%できましたという、そのかみ合いといいますが、うちの税率と国の税率との関係をもう一度説明してください。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 国の方は、先ほど言いましたけども全国ベースでこれだけのお金を納めなさいということ。

あと、最後、税率を決めるのはそれぞれの保険者、市町村と。国保でいえば市町村ということになります。

ですから、国というか社会保険診療報酬支払基金の方で求めてきた額に合わせて税率を定めるということになれば、この金額に合わせた形で、毎年上げていく必要があると。これだけで収支を整えようとすれば。

ですから、すべての市町村が同じようにこの金額を皆さまから集めて、そのまま納付することになれば、所得の構造ですとか、被保険者の年齢層とかそういうものは異なりますので、すべて税率が同じになるとは限らないのですけれども、おおよそ同じ額を頂くと。集めていかなければならないということになります。

ただ、十勝管内でいえば19市町村ありますけれども、それらがみんな違うというのは、それぞれに政策的に一般会計から補てんしたり、あるいは税率を変えて、年齢層や何かも違うということありますけれども、政策的にそのようなことを行ってきた結果、市町村ごとに違うということになっております。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

結局、納める方は国の税率なのだけれども、それを被保険者に負担していただく分については、そこそこの自治体の配慮といいますか、決める権限があって定められているということなのですね。

それを政策的に据え置いてきたと。今まで一番低い段階で抑えてきたけれども、ここにきてこれだけの赤字になってきて引き上げるという理由ですね。

それで、もう一つなのですが、これは政策の組立てとして、40歳未満の子育て世帯の支援、あるいは65歳以上の年金だけの人たちに対する支援、ここが必要で、この部分は全員が下がるわけですから、下げたということ。私も視点としては非常に大事なところだと思うのですよね。

ただ、もう一つ40歳から65歳のところで、今回、残念ながらそういうのを加味された後にもこの介護の引上げがあって負担が増えてしまうということなのですが、40歳代の特に前半の方などは、なかなかちょうど子育ての、子供さんが高等教育に入るようなときで、かなり生活も厳しいという実態は存在していますよね。

そこで、これまでなかなか国保会計ですので、介護保険だけの滞納というふうにはみられないのですけれども、国保税についての滞納もずっと問題になってきたところですが、40歳から65歳の間の滞納の割合ですね。

今、幕別町全体の中で収入に応じてはよく聞いてきたのですけれども、年齢の割合からいってこの辺はどうでしょうか。

わかりますか。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 40歳から64歳分の年齢層の滞納率というか。これは一般被保険者の介護分、これは40歳から64歳の方が納めていただいている分ということなので、その納付率、収納率が平成18年4月末現在、これは平成17年度分でございますけれども、この時点で93.1%ということでございますので、逆算しますと、6.9%が未納だということになります。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この数字は制度がスタートしてからどんなふうに変化してきていますか。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 本日お渡しいたしました資料3ページの国保税収納率の推移。こちらの方を見ていただければ、一般被保険者介護納付金課税分、例えば、現年分ということで見ていただければ、平成12年度92.29%でしたのが、平成13年度93.0、おおむね上がってきている基調で推移しております。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 多分資料の中にあると思うのですがけれども、この40歳から65歳未満の被保険者の数ですね。

介護保険とダブるところだけなのですが、これはどのぐらいで、国民健康保険加入者の全体の割合からいくと幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 5月23日現在の数値、私ども手元に持っておりますけれども。

失礼しました。

3ページのBの表の欄をご覧ください。

一番上ですね。

第2号被保険者数というところございます。

平成17年度で3,199名と。

その3段ぐらい下にシャープ印のついた確定第2号被保険者数が3,203名と。年度中若干移動がありますので、最終的に3,203名ということでございます。

率でございますけれども、およそ70%ということでございます。全被保険者に対する率はおよそ3割ということになります。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

そうすると、今回の改定で、全体の中で7割の方は引下げになっていくが、3割の方は40歳から65歳未満のところは上がると。

金額にして2,000円以内だということですね。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

なければ、議案第37号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） なければ、討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

[閉会]

○委員長(乾 邦広) これで、議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。

以上で、民生常任委員会を閉会いたします。

(11 : 55 閉会)